国際航海旅客船等以外の船舶	イ　(1)から(4)までのいずれかの無線電信等 (1)・(2)　（略） (3)　インマルサット等直接印刷電信 (4)　インマルサット等無線電話 ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電話等
（略）	（略）

備考

一　ＭＦ無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話、ＭＦ直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）又は告示で定める無線電信等であって常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあっては、ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話又はＭＦ直接印刷電信に限る。）を備えなければならない。

二・三　（略）

四・五　（略）

2・3　（略）

（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（非常配置表）	（非常配置表）
第三条の三　（略）	**第三条の三**　（略）
②　非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。	②　非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。
一　水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業及び旅客船にあつては、復原性計算機の利用、損傷制御用クロス連結管の操作その他の損傷時における船舶の復原性を確保するために必要な作業	一　水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業
二～六　（略）	二～六　（略）
③～⑦　（略）	③～⑦　（略）